



(株)タケエイグリーンリサイクル
一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設に係る
敷地の位置の妥当性の検討項目について

1 位置の妥当性

2 搬出入路の妥当性

3 施設計画の妥当性

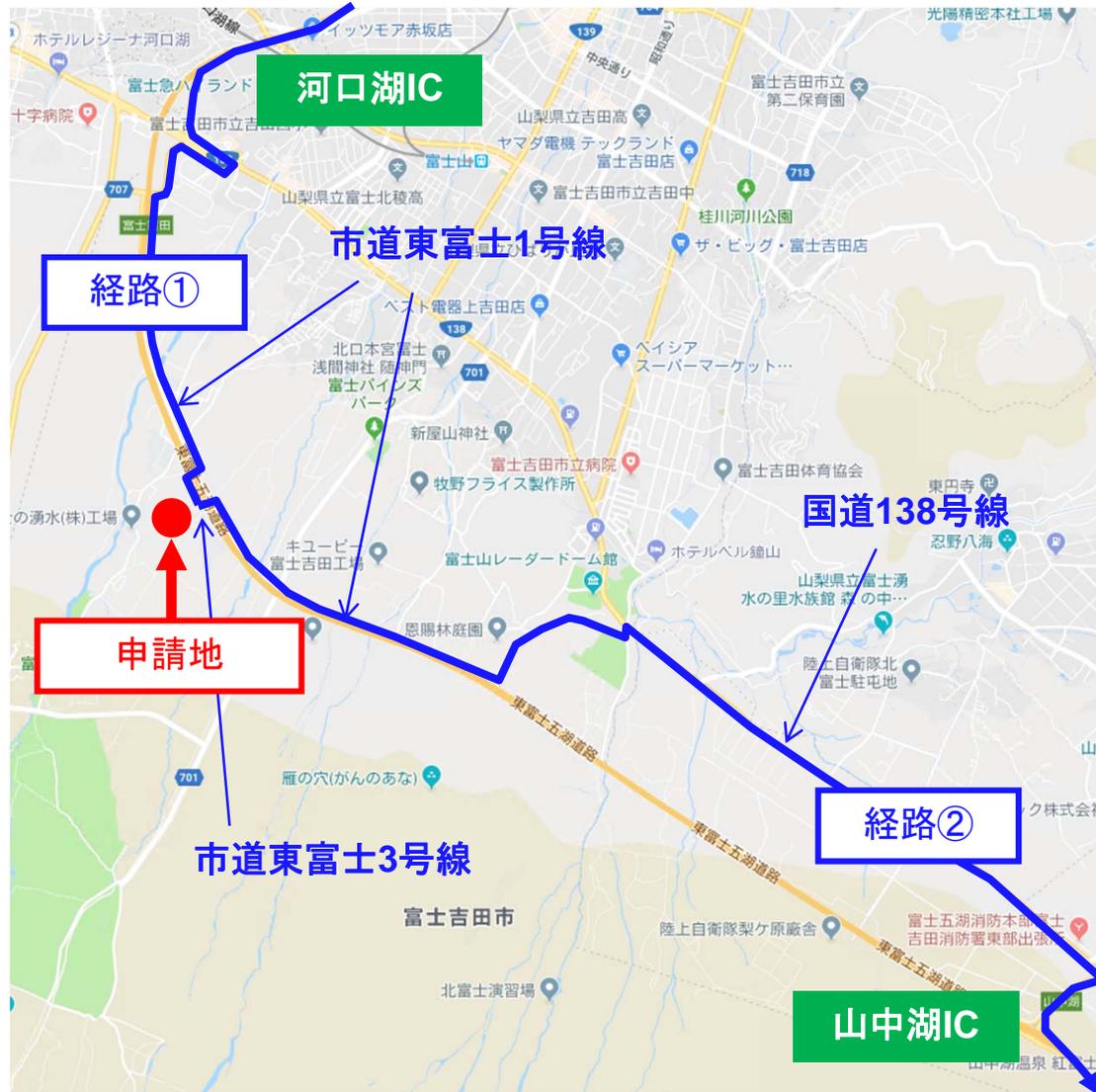
4 環境公害対策の妥当性

5 地元住民等との合意形成等

1 位置の妥当性について

- 計画地は富士北麓都市計画区域の用途地域の指定のない区域に位置している。なお、周囲は樹高約30mの森林で囲まれ、人家等はなく、付近には廃棄物処理施設が2施設存在する。
- 計画地は富士箱根伊豆国立公園普通地域(富士山世界文化遺産に係る緩衝地帯)に位置しており、本計画については「富士箱根伊豆国立公園普通地域内建築物設置に関する指針」により、県及び市の関係機関との協議が調っている。
- 計画地から300m以内には学校、病院、図書館、老人ホーム及び保育所は存在しない。

2 搬出入経路の妥当性



【経路①】

市道東富士1号線を通り河口湖IC
に至る

(80%の車両が使用)

【経路②】

市道東富士1号線

→国道138号を通り山中湖ICに至る

(20%の車両が使用)

搬入搬出車両

■ 搬入車両

1日あたり40台(2~10t車両)を見込む (現在は1日あたり約20台)

搬入時間 7:30~18:00

■ 搬出車両

1日あたり24台(10t車両)を見込む (現在は1日あたり約20台)

搬出時間 5:00~17:00



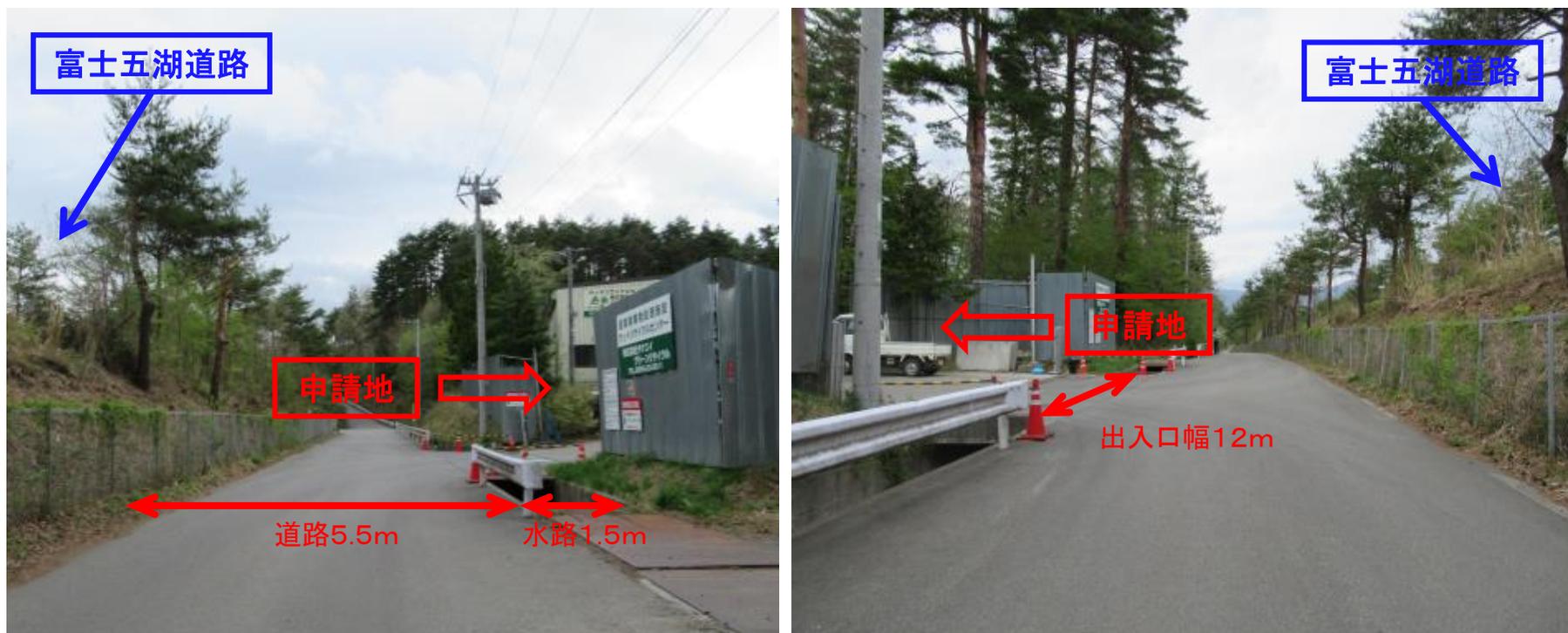
2t車両



10t車両

周辺写真

■ 前面道路(市道東富士3号線)



交通量は少なく、計画敷地内も十分な駐車スペースを計画しているため、交通への影響は極めて少ないものと考えられる。

3 施設計画の妥当性

■ 配置計画

搬出搬入車両の動線計画、待機車両スペース、従業員及び来客駐車スペースの確保等、敷地での混乱がないよう有効な計画がなされている。

■ 緑化・景観への配慮

敷地内の緑化率は、山梨県環境緑化条例の基準値（敷地面積の5%以上）を適用し、12.67%としている。富士吉田市景観条例に基づき協議がなされており、建築物や防音壁は景観へ配慮した配色（こげ茶色等）とする。

■ 関係法令への適合状況

都市計画法の開発許可、廃棄物処理法の施設設置許可の手続きが並行して進められており、各所管課によれば申請内容について支障ないものとされている。なお、これらの許可は建築基準法第51条ただし書き許可が行われる場合に、同日付で許可されるものとなる。

全体パース図 perspective



(完成イメージ透視図)

4 環境公害対策の妥当性

■ 騒音、振動、悪臭（騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、山梨県生活環境の保全に関する条例の各種規制区域外）

生活環境影響調査が実施され、周囲の生活環境に与える影響は少なく、支障ないとの結果が得られている。なお、施設設置後の測定調査は、(株)タケエイにより、年に一回以上実施する計画である。

騒音…敷地境界には防音壁を設置する。破碎機等設備機器は建屋内に配置し、屋外施設の周囲には防音シートを設置する。

振動…振動の大きな機器については、振動の伝播を抑制するための防振対策を設置する。

悪臭…腐敗防止として事業所内に保管する木くずは3日程度で処理する計画である。

脱臭装置(カンファ水生成・噴霧)を設置し、悪臭防止剤(EM菌)の散布を適宜実施する。

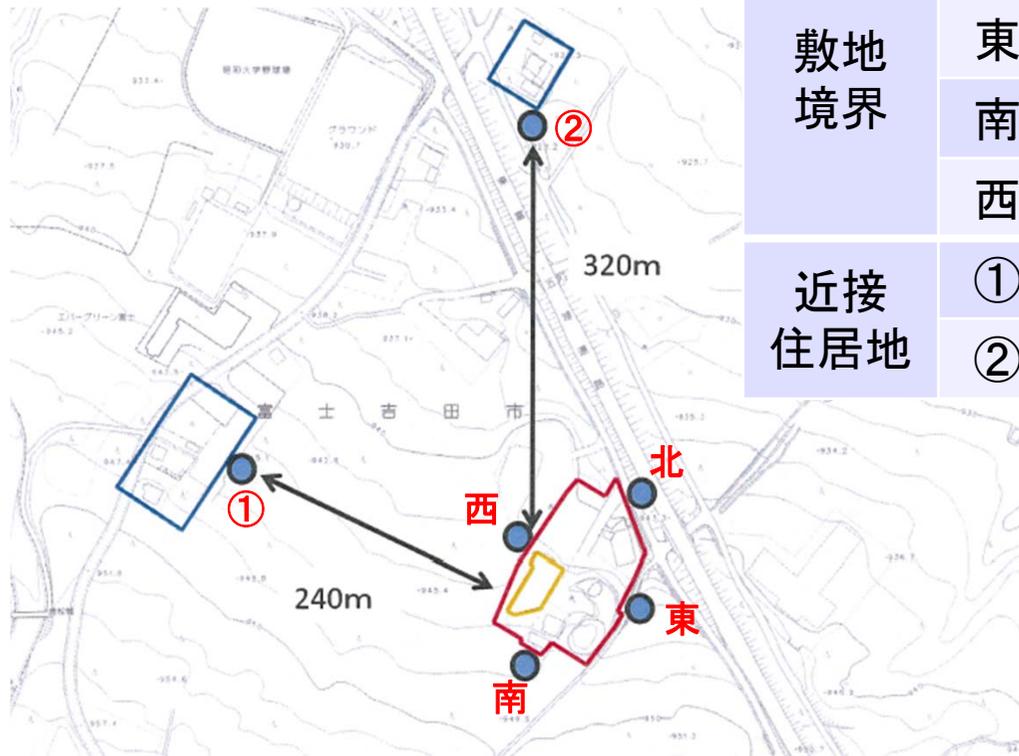
■ 大気質（大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法の適用対象外）

粉じんの影響について、破碎機等設備機器は建屋内に配置し、必要に応じて作業員が局所噴霧(散水)する計画であり、周辺環境への影響は少ないと考えられる。

■ 水質（水質汚濁防止法の適用対象外）

処理に伴う排水は生じない。雨水および合併浄化槽で処理した後の生活排水は、敷地内の浸透井にて処理を行う。

騒音・振動・悪臭



予測地点		騒音 目標値: 70dB	振動 目標値: 65dB	悪臭 目標値: 臭気指数17
敷地境界	北	66dB	45dB	—
	東	66dB	43dB	—
	南	64dB	47dB	—
	西	61dB	60dB	10未満
近接住居地	①	53.8dB	31dB	10未満
	②	46.2dB	30dB未満	10未満



5 地元住民等との合意形成等

- 本計画地である富士吉田市上吉田の上宿連合自治会に対し、事業説明が行われており、上宿連合自治会長から施設設置の同意が得られている。
- 富士吉田市都市計画審議会より、「都市計画上支障ない」となっている。



■ 富士吉田市長より、次の5項目の意見を付し、申請者がこれを遵守することを確認した上で、「都市計画上支障ない」旨が示されている。

- (1) 生活環境の保全のため、屋外での腐敗物及び木質チップの保管存置並びに積み替え等の作業については、全面的に禁止とすること。
- (2) 早期に富士吉田市と公害防止を目的とした協定を締結し、騒音・振動・臭気・粉塵飛散はもとより、あらゆる公害防止に万全を期すこと。
- (3) 富士山及び周辺地域の景観に悪影響を及ぼさないよう対策を講じること。
- (4) 搬入、搬出経路については、本市との協議内容を遵守するとともに関係車両の通行に関し、交通安全対策に万全を期すこと。
- (5) 住民等から苦情があった場合は、速やかに調査し、直ちに改善すること。